



車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限の徹底について（通知）

技術基準の種類:安全対策
通知日 :平成元年12月11日

部内各課長殿

受管号外
平成元年12月11日

土木部長

車両系建設機械の主たる用途以外の使用の制限の徹底について（通知）

このことについて、鳥取労働基準局長から別添写しのとおり通知がありましたので、参考にしてください。
なお、同通知は部内各地方機関の長、各市町村長及び鳥取県建設業協会等にも送付されています。
（別添省略）